

全国ダイバーシティネットワーク組織幹事会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第3条第2項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 幹事会は、全国8ブロックを代表し、研究者のワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の改善やそれに向けた機関内の意識改革、女性研究者の裾野拡大、女性研究者の研究力向上、女性研究者の積極採用、研究中断あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援、上位職への積極登用に有効な取組等の情報共有を図るとともに、ブロックを越えて、大学・研究機関間でグッドプラクティスの共有・普及を図るシンポジウム、セミナー等の開催を通じ、地域と地域をつなぐネットワーク形成を強化することを目的とする。

(組織)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」という。）の実施責任者
- (2) 国立大学法人東京農工大学（以下「東京農工大学」という。）の実施責任者
- (3) 全国8ブロックの幹事大学等の理事又は副学長相当の者各1名
- (4) その他幹事会が必要と認めた者

2 委員は大阪大学総長が委嘱する。

3 第一項の委員の任期は、2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 幹事会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、幹事会を招集する。

(幹事会の開催)

第5条 幹事会は、原則として年1回大阪大学と東京農工大学が交替で開催する。

(事務)

第6条 幹事会の連絡調整及び事務は、幹事会開催担当大学が他方の協力を得て行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2018年11月26日から施行する。